



郡山市いじめ防止基本方針【概要版】

～『どの子ども思う存分学べる学校づくり』を目指して～

※推進法＝いじめ防止対策推進法

郡山市いじめ防止基本方針
QRコード

<「いじめ」とは…いじめの定義（推進法第2条）>

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

<いじめの防止等の基本理念>

- ①いじめは、どの子どもにも、どの学校、どの場所でも起こり得るものであるとともに、気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。
- ②いじめは、重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であるとともに、その態様により、暴行、恐喝、強要等の犯罪行為にもなり得るものである。
- ③いじめは全ての子どもに関係する問題であり、いじめが許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにすることが重要である。
- ④いじめの問題の克服は、学校だけで完結するものではなく、家庭・地域・関係機関等がいじめ防止等に一体となって取り組むことにより、初めて可能となるものである。

<郡山市のいじめ防止に係る組織>

①郡山市いじめ問題対策連絡協議会

- ・関係機関及び関係団体が、連携して対応

②郡山市いじめ問題調査委員会

- ・教育委員会の附属機関として、教育委員会が必要と認めた場合や重大事態が発生した場合等に対応や調査

③郡山市いじめ問題再調査委員会

- ・市長の附属機関として、再調査が必要と認める場合に調査

<いじめ防止のために郡山市（教育委員会）として取り組むこと>

（1）いじめ防止についての施策

- ①研修の充実
- ②情報モラル教育の充実
- ③「いじめ防止啓発月間」の取組
- ④郡山市いじめ問題対策連絡協議会及び郡山市いじめ問題調査委員会、関係機関等との連携

（2）いじめの早期発見についての施策

- ①「いじめ対応マニュアル」作成
- ②「いじめ・人間関係のトラブル等に係る調査」の実施（年3回）
- ③S Cによる相談活動の充実、電話相談の相談窓口等の周知徹底

（3）いじめへの対処についての施策

- ①関係機関と連携した学校支援
- ②「いじめ対応マニュアル」の活用
- ③指導主事、S C、S S W、専門指導員等を派遣
- ④いじめを受けている児童生徒についての区域外就学等の弾力的な措置
- ⑤いじめを行っている児童生徒の改善が困難な場合の一定期間の別室指導、通級指導等の支援

<いじめ防止のために各学校として取り組むこと>

1 学校いじめ防止基本方針の策定（推進法第13条）

- ①方針、指導内容のプログラム化
- ②組織体制づくり
- ③校内研修等による資質向上
- ④チェックリスト等の作成・活用
- ⑤P D C Aサイクル
- ⑥年間計画
- ⑦未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的な取組
- ⑧インターネットを介したいじめへの対応
- ⑨家庭・地域・関係機関との連携 等

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織（推進法第22条）

- ①いじめ防止や早期発見、対処の中核となる組織として機能する体制の決定
- ②「生徒指導委員会」、「校内いじめ対策委員会」等の組織を機能
- ③適切に外部専門家の助言を得ながら機動的に運用できるよう工夫（心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者等）

3 学校におけるいじめに対する措置（推進法第23条）

（1）いじめの防止について

- ①教職員全員の共通理解による取組（職員会議、校内研修等で周知、いじめは絶対に許されないという雰囲気の醸成）
- ②道徳、体験活動等を通じた取組（全教育活動を通じた思いやりや自他の生命を尊重する心情や態度の育成）
- ③児童生徒の自主的な取組及び啓発活動（児童会、生徒会などによる主体的な取組、Webサイト等による啓発）
- ④保護者、関係機関との連携による取組（授業参観でのいじめに関連した道徳等の公開、保護者会における情報提供、意見交換）

（2）いじめの早期発見について

- ①日常の観察
- ②情報交換
- ③アンケート調査、教育相談等
- ④保護者や地域、関係機関等との連携

※「SOS の出し方に関する教育」の全学年での年1回実施

（3）いじめへの対処について（保護者への丁寧な説明）

- ①初期対応
- ②早期解決に向けた対応【校内組織での対応】
- ③いじめを受けた児童生徒への対応
- ④いじめを行った児童生徒への対応
- ⑤いじめが起きた集団への対応
- ⑥再発防止に向けた対応
- ⑦SNS などインターネットを介したいじめへの対応



<いじめ防止のために 保護者として取り組むこと>

保護者の責務等（推進法第9条）

保護者は子の教育について第一義的責任を有する。

- （1）いじめは許されない行為であることを児童生徒に十分に理解させ、どの児童生徒もいじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識し、いじめたり、いじめに加担したりしないよう指導に努めること。
- （2）日頃からいじめ被害等の悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけること。
- （3）学校や地域の人々等、児童生徒を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、いじめ根絶のために協働して取り組むこと。
- （4）いじめを発見し、または、いじめの恐れがあると思われるときには、速やかに学校、関係機関等に相談または通報すること。

【重大事態への対応】（推進法第28条）

<重大事態とは>

- いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき
- いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき

<重大事態の発生と調査と対応>

（1）重大事態の発生の報告

- 学校から教育委員会、教育委員会から市長に報告

（2）重大事態の調査主体

- 教育委員会又は学校が速やかに調査を行う
- 教育委員会が調査主体の場合、市いじめ対策条例に基づき調査

（3）調査結果の提供及び報告

- いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供
- 調査結果については、教育委員会が市長に報告

<報告を受けた市長の再調査>（推進法第30条）

市長は、調査結果の報告を受けて、必要があると認めるときは、市長の附属機関である郡山市いじめ問題再調査委員会により再調査を行うことができる。その結果は議会に報告する。